

旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程（平成16年旭医大達第166号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

u003cbr>

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p>(育児短時間勤務中の給与)</p> <p>第23条 育児短時間勤務をしている期間の給与は、当該勤務時間数に応じて定められた額とする。</p> <p>2 前項に規定するほか、育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱いについては、給与規程による。</p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与規程の特例)</p> <p>第24条 育児短時間勤務職員についての給与規程の適用については、次の表の左欄に掲げる同規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(育児短時間勤務中の給与)</p> <p>第23条 育児短時間勤務をしている期間の給与は、当該勤務時間数に応じて定められた額とする。</p> <p>2 前項に規定するほか、育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱いについては、給与規程による。</p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与規程の特例)</p> <p>第24条 育児短時間勤務職員についての給与規程の適用については、次の表の左欄に掲げる同規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第32条の2第2項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業等規程第24条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の1	第32条の2第2項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業等規程第24条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の1

		50（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175）から100分の100（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。
<u>第34条の15</u> (新設)	<u>支給する</u> (新設)	<u>支給する。ただし、育児短時間勤務職員にあっては、手当額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u> （新設）
(略)	(略)	(略)

(略)

附 則

この規程は、令和6年12月4日から施行し、改正後の旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程は、令和6年6月1日から適用する。

【改正理由】

診療報酬加算による医療に従事する職員へのベースアップを行うため、所要の改正を行うものである。

		50（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175）から100分の100（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。
(略)	(略)	(略)

(略)